

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

## 求 釈 明 申 立 書 (2)

令和3年(2021年)11月17日

東京地方裁判所 民事第42部A合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉 持 麟太郎



同 水 野 泰 孝



同 金 塚 彩 乃



頭書事件につき、原告は、被告作成の令和3年11月15日付け準備書面(3) (以下、単に「準備書面」という。) に対して反論するに先立ち、以下のとおり、求釈明の申立てを行います。

### 第1 病床数の報告に関する基準について

#### 1 被告の主張

①被告は、準備書面で、「都における重症者数及び重症用病床数の報告は国(厚生労働省)との相互理解の下で従前から行われてきた」(同5頁)としている。

②また、被告は、「令和3年2月24日以前における国(厚生労働省)の公表資料(甲28)では、都基準による重症用の病床数は500床と記載されているが、

これは、「最終フェースでの確保計画数」（甲33参照）である。国からは、最大確保病床を報告するよう指示があった」としている。

## 2 求釈明

①につき、「相互理解」とは具体的にどのような状態をもって相互理解と言っているのか。法廷で被告代理人が述べたとおり国が「認識していた」という状態という理解でよいか。

立証の点について、何をもって相互理解があったことを根拠づけ、立証したとしているのか。乙49号証をもって立証しているということによいか。

また、ここにいう「従前」とは具体的にいつからの時点を指しているか。

②につき、甲33にあるとおり、重症用病床数については「都基準」で集計したということ間違いはないか。

「最終フェースの確保計画数」とは何か、その後の「最大確保病床」とは異なるのかまたは異なるらないのか。

国から最大確保病床を報告するよう「指示」があったというが、具体的な指示の内容を裏付ける客観的文書等とともに明らかにされたい。都基準でもよいから「最大確保病床」についての数字を提出せよ、という指示か。

都としては、都基準で集計していた重症病床数を「国基準の重症者病床数」と称して報告していたという理解でよいか。

以上